

2020年2月7日

吸収合併に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通株式会社

代表取締役 時田 隆仁

当社は、2020年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、富士通セミコンダクター株式会社（以下「FSL」という）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

当社とFSLとの間の合併（以下「本件合併」という）を行うに際して、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

当社は、FSLが当社の完全子会社であるため、本件合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の重要な後発事象

①子会社株式売却の件

FSLは、2019年10月1日、同社子会社であった三重富士通セミコンダクター株式会社の株式につき、FSLが保有していた全数をユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションに売却いたしました。

②新設分割計画作成の件

FSLは、2020年1月30日、2020年3月31日を効力発生日として、同社が営む半導体メモリ製品（FRAM、FCRAM、NRAM、ReRAM等の単体メモリ製品および当該製品を使用したモジュールやデバイス等の複合メモリ製品ならびにカスタム品等のメモリ応用製品を含む）の設計、開発、製造、マーケティング、流通および販売にかかる事業を、会社分割により設立する新設分割設立会社に承継させる新設分割計画を作成いたしました。

③会津富士通セミコンダクター株式会社との吸収分割契約締結の件

FSLは、2020年1月30日、同社子会社である会津富士通セミコンダクター株式会社（以下「AFSL」という）との間で、2020年3月31日を効力発生日として、FSLが営む半導体事業を、AFSLに承継させる吸収分割契約を締結いたしました。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の重要な後発事象

・自己株式取得の件

当社は2020年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- ・取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 : 550万株（上限）（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.71%）
- ・株式の取得価額の総額 : 500億円（上限）
- ・取得期間 : 2020年2月3日～2021年2月2日
- ・取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

5. 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の当社の事業活動において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における当社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以 上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富 士 通 セ ミ コ ン ダ ク タ ー 株 式 会 社

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通セミコンダクター株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通セミコンダクター株式会社

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目100番45

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2020年3月31日とする。ただし、当該効力発生は、下記（1）

および（２）の効力が生ずることを条件とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

（１） 2020年1月30日に乙が作成する予定の新設分割計画書に基づく新設分割

（２） 2020年1月30日に乙と会津富士通セミコンダクター株式会社（以下、「AFSL」という）との間で締結する予定の吸収分割契約書に基づく乙からAFSLに対する吸収分割

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減（前条第1号に規定する新設分割および同第2号に規定する吸収分割による増減を含む）を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協 議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020年1月30日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目100番45
富士通セミコンダクター株式会社
代表取締役社長 曲渕 景昌

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は不揮発性メモリ（FRAM、ReRAM、NRAM）の設計・開発を行うシステムメモリ事業と、当社グループ会社工場の前工程製造受託事業を営んでおります。

当事業年度は、既存品（FCRAM）の所要減および事業再編による商流変更の影響で、売上高は282億円（前年同期比21%減）となりました。当期純利益は、前事業年度は子会社の貸倒引当金を計上した影響でマイナスでしたが、当事業年度は子会社からの配当収入の影響もあり、78億円と益転しました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分	2015年度 第9期	2016年度 第10期	2017年度 第11期	2018年度 (当期)第12期
売上高	63,135 百万円	48,955 百万円	35,854 百万円	28,277 百万円
営業利益	▲1,598 百万円	634 百万円	3,576 百万円	854 百万円
経常利益	5,174 百万円	1,262 百万円	6,022 百万円	10,977 百万円
当期純利益	3,868 百万円	3,537 百万円	▲1,934 百万円	7,868 百万円
1株当たり 当期純利益	642.26 円	587.17 円	▲321.07 円	1,306.17 円
総資産	130,620 百万円	117,898 百万円	107,474 百万円	123,246 百万円
純資産	87,594 百万円	90,934 百万円	88,922 百万円	96,790 百万円

(3) 重要な親会社および子会社の状況（2019年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は富士通株式会社であり、同社は当社株式を6,024千株（議決権比率100%）保有しています。

当事業年度における同社との取引の主なものは、LSI製品の納品および原材料等の購買の委託であります。

② 重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三重富士通セミコンダクター(株)	100 億円	84.1%	LSI の設計、開発、製造ならびに販売
会津富士通セミコンダクター(株)	0.05 億円	100.0%	LSI の設計、開発、製造ならびに販売を行う子会社の事業活動の支配、管理
会津富士通セミコンダクターウェ ハーソリューション(株)	0.5 億円	51.0%	LSI の設計、開発、製造ならびに販売

※. 会津富士通セミコンダクターウェハーソリューション(株)は会津富士通セミコンダクター(株)の子会社です。

(4) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
182名	29名減

(5) その他会社に関する重要な事項

当事業年度におきましては、当社子会社社会津富士通セミコンダクター株式会社が保有する会津富士通セミコンダクターマニュファクチャリング株式会社の発行済み株式の20%を2018年10月1日付けでオン・セミコンダクター新潟株式会社に譲渡したことで同社に対する出資比率は40%に減少し連結対象会社から外れました。また2019年1月1日付けで富士通エレクトロニクス株式会社の株式70%を加賀電子株式会社に譲渡いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
- (2) 発行済株式総数 6,024,000株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士通株式会社	6,024,000株	100.0%

3. 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	地位および担当	兼職の状況
曲淵 景昌	代表取締役執行役員社長	
八木 春良	取締役執行役員副社長	
青山 重男	取締役執行役員常務	
町田 紳一	取締役執行役員常務	
林 博司	取締役	富士通株式会社執行役員常務
川上 正裕	常勤監査役	
広瀬 陽一	監査役	富士通株式会社常勤監査役

注1 2018年6月25日開催の定時株主総会において、広瀬陽一氏が監査役に選任され、就任しました。

注2 監査役加藤和彦氏は2018年6月25日開催の定時株主総会をもって辞任しました。

4. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制決議

2008年3月21日の取締役会において決議いたしました内部統制体制の整備に関する基本方針は次のとおりであります。(2015年5月26日開催の取締役会にて一部改定)

1. 目的

当社もその一員たる富士通グループは、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を企業理念とすることを、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」において宣言しております。

当社は、企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

2. 当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1). 取締役の職務遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は経営会議等の執行機能の監督および重要な事項の意思決定を行なう。執行機関のうち、経営会議は経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要な事項について決定する。経営会議に付議された事項のうち、重要な事項については取締役会において報告もしくは決定する。
- ② 取締役会は、代表取締役、職務執行に係わる取締役、執行役員（以下、「経営者」という）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ③ 経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続きのもと、職務執行の決定を行う。
- ④ 経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑤ 経営者は、事業の効率性を追及するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑥ 取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2). 取締役および社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスに関して、富士通グループ共通の基本理念である「FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ③ 経営者は、事業活動に係る法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反もしくはその恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役に通知する。
- ⑤ 経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ⑥ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3). 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 経営者は、当社グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 経営者は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク・コンプライアンス委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- ④ 経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4). 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたとうえで適切に保存・管理を行う。

- ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議等の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5). 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の経営者に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援・監督を行うとともに、グループ各社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。
- ② 当社は、グループ各社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、経営者からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③ 経営者は、グループ各社の社長等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④ 当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。また、当社グループの監査役は、監査の視点から一体となって情報の共有と課題の確認等を行う。
- ⑤ 内部監査組織は、当社グループ全体に関する内部監査を実施する。

(6). 監査役の監査の適正性を確保するための体制

<独立性の確保に関する事項>

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき社員を置くことを求められた場合は、監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ② 経営者は、当該社員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③ 経営者は、当該社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

<報告体制に関する事項>

- ① 当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

- ② 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関して重大なコンプライアンス違反もしくはその恐れのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。
- ④ 当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または社員を不利に取り扱ってはならない。

<実効性の確保に関する事項>

- ① 当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③ 監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ④ 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

以上

(2) 当期のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況

当社は、内部統制体制の構築と諸規定、業務の見直しを通じ、より健全な執行体制の整備に向けた取り組みを実施しております。当社は富士通グループの一員として、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を企業および社員の行動の原理原則として位置づけておりますが、この「FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システムを構築し、業務プロセス改革による効率性の追求を目指した組織体制で活動を行っております。財務報告の有効性・信頼性にかかわる内部統制システムの構築にあたっては、これまで同様、富士グループの一員として会計監査人の意見を斟酌しながら、富士通株式会社との連携の下で推進しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

以上

事業報告に係る附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

(2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	64,825	流動負債	26,404
現金及び預金	1,800	買掛金	3,900
預け金	44,642	未払金	4,736
売掛金	7,975	未払費用	308
製品	277	未払役員賞与	21
仕掛品	1,526	未払法人税等	740
原材料及び貯蔵品	109	預り金	10,767
短期貸付金	8,668	事業構造改善引当金	1,324
未収入金	1,012	関係会社事業損失引当金	4,360
その他	136	その他	246
貸倒引当金	▲ 1,324	固定負債	52
固定資産	58,421	役員退職慰労引当金	25
有形固定資産	2,440	事業構造改善引当金	27
建物及び構築物	891		
機械及び装置	176	負債合計	26,456
工具、器具及び備品	125	純資産の部	
土地	1,245	株主資本	96,790
建設仮勘定	0	資本金	60,000
無形固定資産	342	資本剰余金	23,728
投資その他の資産	55,638	資本準備金	23,728
関係会社株式	53,742	利益剰余金	13,061
繰延税金資産	1,504	その他利益剰余金	13,061
その他	391	繰越利益剰余金	13,061
資産合計	123,246	純資産合計	96,790
		負債・純資産合計	123,246

損益計算書

自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,277
売上原価		25,183
売上総利益		3,094
販売費及び一般管理費		2,239
営業利益		854
営業外収益		
受取利息	83	
受取配当金	10,000	
為替差益	108	10,191
営業外費用		
支払利息	0	
投資有価証券評価損	67	68
経常利益		10,977
特別利益		
子会社株式売却益	1,530	
貸倒引当金戻入額	416	1,946
税引前当期純利益		12,924
法人税、住民税及び事業税	4,992	
法人税等調整額	64	5,056
当期純利益		7,868

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主 資本 合計	その 他有 価証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
2018年4月1日残高	60,000	23,728	-	23,728	5,193	5,193	88,922	-	-	88,922
事業年度中の変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					▲1 7,868	▲1 7,868	▲1 7,868			▲1 7,868
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)								-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	7,867	7,867	7,867	-	-	7,867
2019年3月31日残高	60,000	23,728	-	23,728	13,061	13,061	96,790	-	-	96,790

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 平成30年3月26日法務省令第5号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法
取得原価と時価との差額の処理方法……………全部純資産直入法
売却時の売却原価の算定方法……………移動平均法による原価法
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ等
 - デリバティブ……………時価法
 - (3) たな卸資産
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - 製品・仕掛品……………総平均法による原価法
 - 原材料及び貯蔵品……………主に移動平均法による原価法
 - なお、収益性の低下したたな卸資産については、帳簿価額を切下げしております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定額法で計算しております。
 - 耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。
 - ・建物、構築物……………2年～38年
 - ・機械及び装置……………2年～7年
 - ・工具、器具及び備品……………2年～15年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法で計算しております。
 - このうち、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 事業構造改善引当金
 - 事業構造改善に伴い今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末時点での要支給額を計上しております。
 - (4) 関係会社事業損失引当金
 - 関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘察し、損失見込額を計上しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。
 - (2) 連結納税制度の適用
 - 富士通㈱を連結親法人とする連結納税制度の適用を受けております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(単位：百万円)
建物及び構築物……………	11,804
機械及び装置……………	7,016
工具、器具及び備品……………	1,614
計	20,435
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権……………	11,544
短期金銭債務……………	19,011

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	(単位：百万円)
営業取引による取引高	
売上高……………	7,222
仕入高……………	17,108
その他……………	2,290
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息……………	78
受取配当金……………	10,000
資産購入高……………	411
資産譲渡高……………	0

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 6,024,000株
2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
富士通マイクロデバイス㈱の全株式を富士通㈱へ現物配当しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2018年3月26日 株主総会	普通株式	1	—(*1)	平成30年4月1日

(*1) 会社法第124条1項の基準日は定めず、効力発生日現在の株主に配当しております。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与	82
繰越欠損金	10,449
減価償却超過額(有形/無形固定資産)	630
投資有価証券評価損	5,197
土地減損処理分	758
事業構造改善引当金	425
貸倒引当金	1,791
未払事業税	96
その他	21
繰延税金資産小計	19,449
評価性引当額	▲ 15,475
繰延税金資産合計	3,974
繰延税金負債	
たな卸資産	24
株式交換等による差異	2,446
繰延税金負債合計	2,470
繰延税金資産の純額	1,504

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて、富士通グループの金融会社を通じて資金運用及び調達など財務活動を行っております。デリバティブは、営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である売掛金は、顧客の大部分が関係会社であることから、信用リスクは高くありません。投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や出資先の財務状況を把握しております。また、取引先企業等に対し貸付を行っており、定期的に貸付先の財務状況を把握し、必要に応じて貸付条件を見直す場合があります。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びその差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,800	1,800	-
(2)預け金	44,642	44,642	-
(3)売掛金	7,975	7,975	-
(4)短期貸付金	8,668		
貸倒引当金(*1)	▲1,324		
	7,344	7,344	-
(5)未収入金	1,012	1,012	-
資産 計	62,776	62,776	-
(1)買掛金	3,900	3,900	-
(2)未払金	4,736	4,736	-
(3)未払費用	308	308	-
(4)預り金	10,767	10,767	-
負債 計	19,712	19,712	-

(*1) 短期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金並びに(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。短期貸付金は、会津富士通セミコンダクター㈱ 2,640百万円、会津富士通セミコンダクターウェハースソリューション㈱ 314百万円、オン・セミコンダクター会津㈱ 5,714百万円となっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用並びに(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通(株)	被所有 直接100%	代行購買等	原材料等の 代行購買	17,108	買掛金	3,901
				連結納税制 度における 法人税	2,457	未払金	2,716
				設備の 代行購買	411		
				立替費用他	1,593		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	会津富士通セミコンダクター(株)	所有 直接100%	当社製品の 製造	資金の回収	5,046	短期貸付金	2,640
子会社	三重富士通セミコンダクター(株)	所有 直接84.13%	当社製品の 製造	資金の預り	5,602	預り金	10,744
関連会社	オン・セミコンダクター会津(株)	所有 間接40%	当社製品の 製造	資金の回収	1,492	短期貸付金	5,714
				加工委託費	8,434	未払金	1,532
関連会社	富士通エレクトロニクス(株)	所有 直接30%	当社製品の 販売	電子デバイス 製品の販売	7,222	売掛金	2,515

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 3. 資金貸付の取引金額は貸付額から回収額を控除して表示しております。

(注) 4. 資金預りの取引金額は預り額から預け額を控除して表示しております。

(注) 5. 会津富士通セミコンダクター(株)に対する資金貸付につきましては、貸倒引当金を1,324百万円計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金戻入額を416百万円計上しております。

(3) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	富士通キャピタル(株)	なし	資金の 運用・借入	資金の預入	35,762	預け金	44,643

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	16,067円 42銭
1株当たり当期純利益	1,306円 17銭

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物及び構築物	617	357	12 (-)	70	891	11,804	12,696
	機械及び装置	14	226	- (-)	64	176	7,016	7,193
	工具、器具及び備品	176	49	21 (-)	78	125	1,614	1,740
	土地	1,245	-	- (-)	-	1,245	-	1,245
	建設仮勘定	-	634	634	-	-	-	-
	計	2,053	1,268	668 (-)	214	2,440	20,435	22,875
無形固定資産		473	52	9 (-)	174	342	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注) 2. 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりです。

区分	資産の種類	内 容	
有形固定資産	建物及び構築物	増加	京浜地区 292百万円、若松工場 39百万円、三重工場 25百万円
		減少	京浜地区 12百万円
	機械及び装置	増加	若松工場 201百万円、京浜地区 25百万円
	工具、器具及び備品	増加	若松工場 34百万円、京浜地区 15百万円
		減少	京浜地区 21百万円
無形固定資産	増加	自社利用ソフトウェア 52百万円	
	減少	自社利用ソフトウェア 9百万円	

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	6,100	▲4,360	416	1,324
関係会社事業損失引当金	-	4,360	-	4,360
事業構造改善引当金	2,895	250	1,794	1,351
(内、流動負債)	(1,450)	(1,623)	(1,750)	(1,324)
(内、固定負債)	(1,445)	(▲1,373)	(44)	(27)
役員退職慰労引当金	25	-	-	25

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
1. 販売費	706
2. 事業管理費	1,436
3. 技術研究費	214
4. その他	▲117
合計	2,239

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

富士通セミコンダクター株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐木秀明[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山浩平[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、富士通セミコンダクター株式会社の 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (4) 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

富士通セミコンダクター株式会社

常勤監査役 川上 正裕 ㊞

監査役 広瀬 陽一 ㊞